

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について

消防・救急課

1 糸魚川市大規模火災を踏まえた基本的な考え方

平成28年12月22日（木）10時20分頃に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、昭和51年の酒田市における大火以来40年ぶりの市街地における大規模火災（地震を原因とするものを除く。）であり、17名が負傷し、147棟の建築物が焼損しました。以下、本火災を受け、消防庁において開催した「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」における検討結果の基本的な考え方について解説します。

(1) 本火災のような大規模火災の発生可能性

本火災の火元建築物の立地していた区画は、昭和初期に建てられた防火構造に該当しない木造（いわゆる裸木造）の建築物が密集しており、比較的火災に対する性能が低い区画でした。一方で、焼損したエリア全体を見ると、木造の建築物が約9割を占めているものの、消防車両が進入可能な道路が整備され、近年建てられた比較的新しい建築物も混在しており、このような地域は糸魚川市に限られたものではありません。

また、当日は、朝から強風が継続し（最大風速は13.9m/s（風向・南（10時20分現在）。気象庁発表）、最大瞬間風速は27.2m/s（風向・南南東（11時40分現在）。糸魚川市消防本部にて観測。）、新潟地方気象台は強風注意報を出火当日5時10分に発表（翌日16時31分に解除。）するとともに、9時35分に新潟県に対して火災気象通報を行っていることなどから、常日頃と比較して注意が必要な気象条件でした。しかし、気象庁のアメダス観測データによると、糸魚川市の観測点における日最大風速10m/s以上の年間日数22.4日/年は、全国871観測点の中で日数の多い方から数えて221番目（全体のおおむね上位4分の1）であり、全国的にみて、糸魚川市は特別に強風の日が多い地域というわけではありません。

したがって、全国どこでも木造の建築物が多い地域においては、強風下で火災が発生し今回のような大規模な火災になり得るという前提に立って必要な対策を検討することが必要です。

(2) 今後の消防のあり方

これらのことを踏まえると、まず、自らの管轄区域に

おける市街地構造を分析し、木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性が高い地域を確認・指定しておく必要があります。その上で、火災が発生した時点において迅速かつ適切な消防活動を行うため、出動すべき消防車両の台数、飛び火警戒のための職員の配置等について、あらかじめ基準等を定めて準備を行っておく必要があります。平成29年1月に行った全国の消防本部に対するアンケートによれば、約60%の消防本部において、こうした準備が行われていません。

2 各消防本部において取り組むべきこと

以下、上記1の基本的な考え方に基づき、消防庁や各消防本部が取り組むべき主な事項について解説します。

(1) 危険性が高い地域の確認・指定及び火災防ぎょ計画の策定

各消防本部において、自らの管轄区域における市街地構造を分析し、木造の建築物が密集した地域などの大規模な火災につながる危険性が高い地域（以下「大規模火災危険地域」という。）を確認し、指定しておく必要があります。また、大規模火災危険地域で実際に大規模火災が発生してしまった場合に対応するために、道路幅員や建築物の状況も踏まえて、消防ポンプ自動車の必要台数、使用する消防水利、車両の部署位置等を定める火災防ぎょ計画をあらかじめ策定しておく必要があります。

このため、消防庁において、7月中には、確認・指定のための手順や基準を提示し、火災防ぎょ計画のひな形についても提示することとしています。あわせて、このような確認・指定を行っている先進事例の紹介も行うこととしています。さらには、8月に小規模な消防本部



(糸魚川市消防本部提供)



に対して、ブロック別の研修会も行うこととしています。

各消防本部においては、必要な検討を早急に始めるとともに、これらの消防庁の取組を活用して、大規模火災危険地域の確認・指定を行った上で、平成29年度中には火災防ぎょ計画を策定していただきたい。

(2) 応援体制の見直し

各消防本部において、出動基準を踏まえた上で、出動させることができる人員、車両の状況、管内の火災発生地域以外の地域での警戒の必要性等を考慮して、消防団を含む消防力を最大限投入するとともに、応援要請の迅速化のため、応援要請を同時に行うことが必要です。

また、火災の発生場所、気象条件等により応援要請の可否を客観的に判断できるよう、応援要請の基準をあらかじめ定めておくことが必要です。

多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合は、一の消防本部に対して応援要請を行い、その要請を受けた消防本部が他の消防本部への応援要請を代行するなどの体制を隣接消防本部等とあらかじめ構築しておくことが必要です。

小規模な消防本部では、消火活動に集中し、応援の要請ができないおそれがあることから、隣接消防本部等との間で火災の状況を常時共有できる体制を構築し、被害が大きいと予想される場合は応援要請を待たずに出動することを、あらかじめ当事者間で取り決めておくことが必要です。

応援を行う隣接消防本部においては、火災が発生した消防本部と気象条件が類似している可能性が高く、応援隊数が限定的になるおそれがあることから、隣接消防本部においては、管内に必要な消防力を維持するために、予備車の活用、消防団員の参集体制等についてあらかじめ計画を策定しておくことが必要です。

消防庁においては、7月中には、上記のような応援体制の先進事例の紹介などの応援体制を見直すための方策を提示することとしています。

各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、消防庁で提示する方策を参考に、応援体制の見直しを行っていただきたい。

(3) 消防水利の確保

各消防本部において、火災防ぎょ計画の策定に当たって、上記2・(1)で述べたとおり大規模火災危険地域において使用する消防水利を定めるほか、大型の水槽車による給水、消防団による給水等に加え、10t水槽車等による他の消防本部からの応援及び国土交通省の排水ポンプ車、民間事業者のコンクリートミキサー車等による支援等についても定めることが必要です。また、地元建設業協会等及び個別の地元建設業者等との間で給水活動等についての協定をあらかじめ締結しておくことが必要です。

消防庁においては、夏までに協定締結の先進事例を紹介することとしています。

各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、消防庁で紹介する先進事例を参考に、応援体制の見直しを行っていただきたい。

また、延焼が長期化した場合等には、海、河川などの自然水利からの大量送水も必要となることから、地域の実情を踏まえつつ、スーパーポンパー等を整備することが必要です。スーパーポンパーについては、緊急防災・減災事業債や緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象となることから、各消防本部において、整備を検討していただきたい。

(4) 小規模飲食店への消火器設置の義務化

延べ面積150㎡未満の飲食店にあつては、一部の地方公共団体の火災予防条例により消火器の設置が義務付けられているものの、全国的には義務付けられていません。

したがって、消防庁において、飲食店のこんろ火災の危険性に鑑み、消防法施行令を改正し、こうした飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討します。

(5) 連動型住宅用警報器

消防庁において、飲食店で火災が発生した場合に、早期に覚知して近隣住民が協力して初期消火等を行うことができるように、住宅用火災警報器を活用した、小規模飲食店等を含む隣接した建築物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式についてのモデル事業を行い、その効果や課題を検証します。

3 その他

本火災は、私たちに市街地における大規模火災はもう発生しないとの油断があったことを気付かせてくれるものでした。各消防本部等において、上記の取組を始め、的確かつ早急に対策が講じられ、市街地において二度と大規模火災が生じないことを期待しています。



(糸魚川市消防本部提供)

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 谷口
TEL: 03-5253-7522